

吸収分割公告

平成 30 年 3 月 7 日

株主及び新株予約権者
及び登録株式質権者 各位

名古屋市東区東桜二丁目 2 番 1 号
萩原電気株式会社
代表取締役 岩井 三津雄

当社（平成 30 年 4 月 1 日付で萩原電気ホールディングス株式会社に商号変更予定）は、吸収分割により萩原電気デバイス分割準備株式会社（住所：名古屋市東区東桜二丁目 2 番 1 号、平成 30 年 4 月 1 日付で萩原エレクトロニクス株式会社に商号変更予定。）に対して、デバイスビジネス事業に関する権利義務を、萩原電気ソリューション分割準備株式会社（住所：名古屋市東区泉二丁目 28 番 23 号、平成 30 年 4 月 1 日付で萩原テクノソリューションズ株式会社に商号変更予定。）に対して、ソリューションビジネス事業に関する権利義務をそれぞれ承継させることにいたしましたので公告します。

会社法第 785 条第 1 項の規定に基づき、この会社分割に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日（平成 30 年 4 月 1 日）の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、当社に対して、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。

また、株式買取請求に際しては、株主が振替口座を開設されている口座管理機関に対して個別株主通知の申出の取次ぎの請求及び株式買取請求に係る株式の下記買取口座への振替申請の手続きを行っていただく必要があります。平成 30 年 3 月 31 日までに下記買取口座への振替を完了いただけない場合には、株式振替手続きの実務上、株式買取請求権を行使いただけないおそれがあります（平成 30 年 3 月 31 日は土曜日にあたるため、前もってお手続きください）。

なお、買取口座への振込申請に関して、具体的に振替に必要となる期間については、ご利用の口座管理機関により異なりますので、お早めにご利用の口座管理機関にお問い合わせください。

記

口座名義人：萩原電気株式会社
口座管理機関名：三井住友信託銀行株式会社
加入者口座コード：002947304341969000001

以 上